

## 越前大税・郡稲帳から 読める丹生郡

真柄 甚 松

はじめに

奈良の東大寺正倉院には七三二年(天平三)二月二十六日に作成された「越前国大税帳」、七三三年(天平五)閏三月六日に作成された「越前国郡稲帳」が残されている。

大税帳(正税帳)とは毎年各国の国司が自国取支決算書を中央(奈良)の太政官に提出したものであり、貯積した正税の収納や運用支出が記されている。つまり、前年よりの繰越した穀・稲、当年度の収支、次年度への繰越高である。収支は各郡でなされた記載事項は郡司が国司へ報告する。各郡からの報告書によって国司の目や史生が書生らを使つてまとめた。「越前国大税帳」の場合、丹生郡からの報告を受けたことは郡司少領の佐味君浪

麻呂はじめ郡司五人の署名があることから察せられる。「越前国大税帳」の奥付には少目林連上麻呂が帳簿作成責任者として署名しており、越前守大伴宿祢邑治麻呂をはじめ、掾・目の四名が承認署名している。作成された正税帳は正税帳使によって都の太政官へ提出され、民部省などの監査を受けた。

郡稲帳は郡稲(各郡におかれた官稲)に関して年間の収支決算の報告書である。収入は出挙稲で、支出は国内の年中雑用と中央への貢進物であった。これも国司が作成し、正税帳使が民部省主税寮へ提出した。七三四年(天平六)正月十八日に「諸国に命じていろいろな種類の官稲のうち、馭起稲以外はことごとく正税に混合して出挙せよ」(続日本紀)との詔があつて、郡稲は天平六年から正税に混合されたため郡稲帳はなくなった。天平五年に作成された「越前国郡稲帳」は最後の郡稲帳であつたことになる。

東大寺の正倉院には天平二年から天平十一年に報告された正税帳が二三通、天平二年から天平四年の郡稲帳が三通残っている。天平二年度の「越前国大税帳」と二年後の天平四

年度の「越前国郡稲帳」は奈良時代前半の国衙財政を知る上で大変貴重な史料である。

ところが正倉院に「越前国大税帳」「越前国郡稲帳」として伝えられたのではない。当時、紙は貴重品であつたので裏紙として再利用した。政府は正税帳や郡稲帳(第一次史料)などある年限を経過した公文書を廃棄処分として、東大寺写経所に払い下げたのである。写経所ではその裏紙を写経用紙として利用した。そのため正倉院には写経文書(第二次史料)として残つたのである。写経の際には区切りのよいところで切断して使つたので、第一次史料は切れ切れの断簡となり、紛失してしまつた部分も少なくない。だから第一次史料の「越前国大税帳」や「越前国郡稲帳」に戻しても完全に復元することはできない断簡の寄せ集めとなつたのである。今日まで、歴史的に貴重な第一次史料の復元・研究には多くの学者が携わつてきた。『福井県史』資料編一古代の「越前国大税帳」「越前国郡稲帳」は先学の研究成果を集大成したものである。これを基本史料として天平年間の丹生郡を読み取ることにしたい。

〔越前国〕「越の国」が越前・越中・越後に分かれたのは七世紀末である。当時の越前国は能登と加賀国も含んでいたから広大な国であった。七一八年（養老二）には能登地方が越前国から分離して能登国を建て、八二三年（弘仁一四）には加賀・江沼地方が独立して加賀国を建てた。だから天平年間の越前国には敦賀・丹生・足羽・大野・坂井・江沼・加賀の七郡があった。国府は「丹生郡」に置かれていた。

〔丹生郡〕 天平年間の丹生郡はほぼ現在の武生盆地（越前市に鯖江市・越前町・福井市南部）を中心に越前市西部白山地区と越前市の東池田町に及ぶ広大な郡で、一八の郷からなる大郡であった。一八郷を支配する丹生郡衙は村国山北の「村国遺跡」（越前市村国町）にあったと考えられる。加賀国が独立した年に丹生郡を東西に二分し、東部に新郡を立てた。これを今立てた郡で「今立郡」といい、郷も九郷ずつに分けられた。新丹生郡衙は丹生山地東の「陣屋遺跡」（越前市四目・丹生郷町付近）に、今立郡衙は「国中遺跡」（越前市国中町）に比定してはと考えている。

以下主として丹生郡を中心に述べることにする。

一 「越前国大税帳」の収入と支出

(一) 収入は租と出挙

1 租 国衙財政の主な収入は租と出挙である。租とは農民に貸し与えた口分田に課せられた税で、天平二年度では田一反当り稲一束五把であった。男三人、女三人の戸があったと仮定した場合、班給された口分田を男三人で六反、女三人で四反になるから合計一〇反（一町）となり、この戸に課せられた田租（正税）は稲一五束となる。この税率を收穫量から換算すると上田一反五〇束と計算すれば三パーセントであった。稲一束五把とは穂首で刈った取った稲のことで「穎稲」（穎）という。穎稲の単位は束・把で表された。大宝令制以降の田租は穎稲で納めるようになっていたが、実際には穎稲を脱穀（稲の穂首から籾だけを取った）した「穀」で納める「穀納」になっていた。穎稲を穀にするには

当然のことながら手数が掛かる。一束の稲を脱穀すれば一斗の穀となるように穀の単位は斛（石）・斗・升・合で表された。ついながら穀一斗を掲げば五升の玄米（春米）が得られる計算であった。倉に貯蔵する場合、穀にすればかさばらず多くの田租を保管できた。それに穀は穎より長期間の保存に耐えられる利点もあった。こうして集められた田租は「穀」と「穎」とからなっていた。穎稲は次の出挙と関わりが深い。表1のように丹生郡が天平元年までに貯えた穀は五五一〇六石、穎七一二六八束であった。一束の穎稲を

表1 丹生郡の収支決算（越前国大税帳より）

収支	項目	穀(石)	額(10束)
収入	天平元年大税	55106	7126
	天平2年大税	5040	384
	出挙元利稲		3573
	合計	60146	11083
支出	春米料		358
	匠手食料		104
	出挙稲		2766
	身死人負稲		384
	食封租	1014	
	公租	2016	
	加賀郡へ移送	278	
	振入	157	
合計	3461	3612	
差引残高	56685	7471	

穀にすれば一斗であるから、丹生郡の穎稲を穀に換算すれば七一二六石になり、合計六二二三二石であったことになる。

田租として国家に納められた稲は基本的には中央には送られず、郡衙などに設けられた正倉に穎稲や穀の形で蓄積保管された。

2 出挙 国司が農民に稲を貸し与え、秋に利息を加えて返納させる制度で、利息は五割であった。一〇束借りた農民は元利ともで一五束返す制度である。一般農民の生活では種籾を残しておくだけの経済的な余裕がなく、種籾も食べ尽くしていたから種播きができなかったし、田植え期の重労働に耐える食料もなかったから、稲を借りなければ農業を続けることができなかったのである。稲の貸し出しは春の播種期と夏の田植期の二回あり、勸農政策であったと考えられる。国司は前年度に集めた穎稲を貸し与えて農民の生活維持と農業の継続を図ったのである。この制度は六七五年(天武天皇四)四月九日の詔に「諸国の貸税は今後民の貧富をよく観察し、三階級に分け、中戸より以下の者に貸与せよ」(『日本書紀』)と、百姓の生活程度を三等級に区分

し中戸以下の農民に稲の貸与を指示したものである。律令以前は貸稲を「いらしのいね」といい、貸税を「いらしのおちから」といつていたのを、中国の用語に改め、『大宝令』以降では「出挙」といった。出挙には国司が貸し出す「公出挙」と、豪族ら財力のある者が貸し出す「私出挙」があり、公出挙の利息は五割、私出挙の利息は一〇割であった。ただ、春・夏に貸し付けた農民が返済期までに死亡した場合は元利とも徴収はしなかったの、貸し出した稲量から死亡者に貸し出した稲量を差し引いた残りの量と、その五割が利息(利稲)として返納された。

丹生郡では出挙稲二七六六二束を貸し出したのであるが、収穫期までに出挙稲の借り受けたまま死亡し、返済を免じられた農民が何人かいた。その者に貸し出した出挙稲は合計で三八四〇束であった。貸し出量から死亡した人に貸し出した量を差し引いた残りが二三八二二束である。この半分一一九一一束が利息で、元利合計は三五七三三束であった。加賀郡は貸し出し量六三三七〇束、死者分一七七四束を差し引いた残六一五九六束の

半分が利息で三〇七九八束、元利九二三九四束、貸出量・利息いずれも丹生郡の約三倍である。加賀郡の郷数は一六郷で丹生郡より二郷少ないのに出挙稲は丹生郡の三倍であることは、稲を借りねばならない貧農の数や借り受ける量が多かったと考えられる。田租のうち丹生郡における天平元年までの穎稲の割合は一・五パーセントであるが、加賀郡のそれは三九・四パーセントと高い。先学の結論によると穎稲率が高いのは後進地域であると言われるから(『石川県史』・『加賀市史』通史上巻)、出挙量が多い訳も理解できそうである。

〔倉〕 田租を保管するには倉庫が必要である。律令時代には、田租や米穀類を収めたクラは「倉」、調・庸物や諸国の貢納物を収めたクラは「蔵」、兵器や文書を収めたクラは、「庫」の字を用いて区別した。ここでは「倉」について述べておく。

『律令』倉庫令(倉於高燥処置条)「凡そ倉はすべて高く乾いた場所に置け。周りには池・溝を置け。倉より一五〇メートル内に官舎を置いてはならない」と規定している。正税の穀や穎稲は現在の金銭に相当し、保管してい

た倉は金庫であった。米穀類は湿気や火に弱い。だから倉を建てる場所は高燥な所で、火災時には類焼を避けるためと、火が出たとき直ちに消火できるように池などを周りに配置させたのである。また官舎では火を扱うため飛び火による焼失を警戒して倉と官舎間には相当の距離を置く規定を定めたのである。

七〇八年（和銅元）閏八月十日太政官符に「正税はこれから以後、別に不動倉と定め、国に貯えるものとする」あり、不動倉の起源はここに求められるものの、実際には養老年間以降であろうといわれる。『類聚三代格』の八九一年（寛平三）八月三日の太政官符に「長年かけて貯えた穀は非常に備えたもので、平時には使ってはならない」とあり、この不動倉に貯えられた穀は開用しない不動穀であったから、不動倉の鍵は中央に提出させ国司や郡司が勝手に開封できないようにし、中央政府の開封命令が出ない限り使用できなかったのである。これに対して動倉（越前の場合は穀倉とも記す）がある。動用穀を収納する倉であり、飢饉などの非常時に備えたもので、納められた田租は不動倉と動倉に保管さ

れる二本立であった。

正倉とは国衙・郡衙などに所属する公の倉庫の総称で、天平二年の越前国には正倉二八六棟あった。それに屋（低床倉庫で主として穎稻保管）一三、倉下（根太や藁を用いた低床の倉庫で倉より一段格の低い建物か、壁は藁塗り壁等で、あまり堅固でない。主として穎稻を保管）三、借倉一一、借屋三〇を加えれば三四三棟の多くの倉があった。その内丹生郡には五一棟（間）あり、その内訳は不動穀倉九、動用穀倉一三、穎稻倉八、楠倉四、空倉一六、倉下一であった。丹生郡に置かれた倉には他の郡より正倉の割合が多いように思われる。越前国全体の正税穀で二二七二三九石、不動穀は八九七一三石あり、その内丹生郡が貯えていた正税穀は五六八六石、不動穀は二二六二四石とともに越前国の四分の一に相当し、他郡より多かった。

〔丹生郡の水田と人口〕 天平二年度の丹生郡の田租は穀五〇四〇石と穎稻三八四〇束であった（表一）。穀を稲に換算して穎稻に加えれば五九二八〇束となる。一町歩で一五束の田租であるから、田租五九二八〇束を一五

束で除すれば三九五二町余の水田があったことになる。ただし、この計算はすべて上田としての計算であるから実際の水田数はもっと多くなるはずである。一町歩の水田には男子三人、女子三人が基本であるから、三九五二町余には二三七一二人（男子一一八五六人、女子一一八五六人）の口分田を受けた男女がいたことになる。丹生郡には一八の郷があったから一郷には一三一七人という数字を得るが、この数字には六歳（時には一一歳）以下の幼児は含まれていないから、それらを加えれば一郷一四〇〇人余が暮らし、一郷は五〇戸であるから、一戸平均の人口は二八人前後であったのであろう。澤田吾一著『奈良朝時代民政経済の数的研究』（『数的研究』）によると、越前国の推定人口は一七九九〇〇人で、越前の郷数八五で割ると一郷当たりの人口は二一一六人となり、一戸平均は四二人となる。

『越前国大税帳』の丹生郡田租からは計算した郷人数二八人とは大きな隔りがある。「数的研究」によると全国平均は二六人であるから、むしろ「越前国大税帳」の丹生郡田租からは計算の方が天平年間の丹生郡の人口実態

に近いかもしれない。ただし、右の計算は田租の一〇〇パーセントが徴収されたという前提のものである。『律令』(賦役令水旱虫霜条)の規定によれば、田租は戸ごとの五分以上の減収の年は全免されることになっていたこと、田租の一〇〇パーセントが徴収された年はほとんどなかったと見なされることを勘案すれば、この数はもっと大きくなる筈である。それにしても、平成二十四年人口動態調査によると、三月末時点での本県の一世代の平均構成人員は二、九一人で全国で最も多かったというから、今日の一戸と比べれば多すぎると考えられるが、奈良時代の戸とは戸主の家族、戸主の兄弟の家族(房戸)など多くの家をまとめて一戸とした行政戸であったことを付け加え、これ等の数値はあくまでも「越前国大税帳」の数値から引き出したもので、参考の数値としておきたい。

## (二) 支出は穎稻と穀

1 穎稻からの支出 ①春米料 支出した穎稻の多くは春米料であった。春米とは稲を粃にし、春(搗)いて白米にしたもので、都

の大炊寮へ送られ、官人の食料に充てられた。春米が賦課された国は近国や沿海国であった。越前国が負担した二〇二六〇束(春米五二三石)のうち丹生郡はその三分の一の三五八〇束(春米一七九石)を支出している。

②匠手食料 丹生郡が負担した匠手食料一〇四五束は、都へ集められた工人の食料として中央へ送られた。丹生郡の場合匠一人に日別米二升(稲四把)支給されたもので、支出した穎稻一〇四五束から穀一〇四石五斗、米にして五二石二斗五升となる。これを一人分の日別米二升で割れば延べ二六一二日となる。一年三六〇日として計算すれば七、二五人となり、越前に課せられた匠手食料は七人分余りであったことになる。因みに天平二年の「尾張国正税帳」に二番匠丁食料として三六八束が支出されている。尾張国は二、五人であった。

## 2 穀からの支出

①食封租 一〇一四石の食封は位階・官職に対して賜与された公戸で、『律令』(賦役令封戸条)に「封戸に指定された課戸の調・庸は全て封主に送れ。田租は二分にして半分は官に、半分は封主へ送れ」と

あり、その戸が負担する調・庸と田租の半分を封主に与える規程であった。ここで問題になるのは封主へ納める田租のことで、調・庸については直接大税帳とは関係ない。ところが『続日本紀』七一年(和銅七)正月三日の記事に「二品の長親王・舍人親王・新田部親王と、三品の志貴親王に封戸をそれぞれ二〇〇戸、従三位の長屋王には一〇〇戸を増封した。これらの封戸の租は、すべて封主に給される。食封の田租を全額封主に賜うことは、この時から始まった」とあり、上記四人には田租の全額を給することになったのである。ところが「越前国大税帳」が作成された七三〇年(天平二)時点で、長親王・志貴親王・長屋王は他界している。全額封主に送った記録は丹生郡一か所で三六七石、足羽郡二か所で三七四石、江沼郡一か所で一一七石の四か所が記録されている。この送り先は天平二年に生存していた封主は舍人親王と新田部親王だったのであるうか。天平二年より以前の『続日本紀』七一年(和銅八・靈龜元)正月十一日の条に「三品の泉内親王・四品の水主内親王・長谷部内親王に封戸をそれぞれ一〇〇戸

ふやした」とあるから内親王へも田租全給されたのかもしれない(中西康裕「古代封戸制の一考察」)。なお半給は一四か所記録されているが、送り先は分からない。限られた史料ではあるが、北陸と関東には全給封戸の分布が濃密であった可能性が強いことは、かつて皇族が持っていた名代や子代(天皇が皇子養育の資を得るために置かれた私有民)との関係が考えられるといわれている。

②公租 二〇一六石は官租稲として中央へ送られた。

③加賀郡へ移送 二七八石は丹生郡から加賀郡へ田租の一部を移納したものである。

④振入 一五七石は倉中に積み込まれた穀が積み重なって体積に目減りした分を補った数量である。倉庫令(倉貯積条)には「貯えて三年以上経ったら一石に一升、五年以上なら二升」と規定しているが、通常は一分一が慣行であった。

3 蓄えた糶 「糶」とは米を蒸した「飯」を干したものである。夏は水漬けとして、冬は湯漬けで食し、保存食・非常食で携行食糧としても重宝であった。「越前国大税帳」の

糶は戦時用非常食・携行食として蓄えられたと考えられる。丹生郡に蓄えられた糶は一六〇〇石三升(五斗詰め)の袋三二〇〇箇と三升)であった。

二 「越前国郡稲帳」の収入と支出

(一) 収入は出挙

1 出挙利稲 正倉院に残る郡稲帳は、天平二年「隱岐国郡稲帳」、天平四年「越前国郡稲帳」、天平四年ころと考えられる「播磨国郡稲帳」の三通である。いずれも断簡である。郡稲の起源は不明ではあるが、大化以前の国造制時代に地方豪族は中央へ地方の特産物を献上した慣行が継承されたとみなされ、国造領の田租と出挙が郡稲の起源であろうといわれる。律令時代になって是までの田租は正税として官倉に納められた。その正税の一部を出挙し、利稲を別置して郡稲としたからであろう。郡ごとに一定の本稲を分け、それを元手に出挙して得た利稲が郡の唯一の収入である。

表2を見てみよう。丹生郡の場合天平

三年までに貯えた稲の全てを出挙稲としてい

表2 「越前国郡稲帳」収支決算書(表の空白は不明)

収支	項目	敦賀	丹生	足羽	大野	坂井	江沼	加賀
収入	天平3年	3086	1294	15590			7296	30708
	出挙死亡者稲	0	-60	-150			0	-320
	利稲	518	617	3605	1437	1889	3123	5890
	死馬売却稲	10	30				0	0
	不用馬売却稲	0	0				0	0
	他郡から移送稲	0	2000				0	0
	合計	3614	3881		4371		10429	36278
支出	往來人食料稲	29	36	12	343	12	12	10
	篋子・糸・酒他	5	85	170	1910	45	2017	275
	他郡への移送稲	0	0	0	0	0	0	2000
	その他の雑用稲	692	2316		1452	782		750
	合計	726	2437		3705	839		3035
収入-支出		2888	1444		666			33243

る。大野郡も手持ちの穎稻の全てを出挙稲として貸し出さねばならなかった。加賀郡は丹生郡の九倍以上の一二一〇一束を貸し出しても穎稻一八六〇七束の余裕があった。支出の多い丹生郡は五五六束の赤字財政であった。表2の収入の「他郡からの移送稲」のごとく、丹生郡は加賀郡から二〇〇束の補填を得てなんとか郡財政を立てていたのである。丹生郡の諸支出が他の郡と異なり多かつた理由は国府所在地で何かと物入りであったためと考えられるのである。

丹生郡は大郡でありながら郡稻の保管量が極端に少ないのは、国衙関係支出が多く、次年度へ繰り越す郡稻の累積が少なかったからと考えられる。郡稻の窮迫はすでに七十二年（和銅五）時点での問題であった。その理由として越前など二一國に命じて綾・錦を織らせたり、国衙行政に関係の支出額が多いうえ、平城京造営臨時支出が加わったことが上げられる。先述したごとく七三四年（天平六）正月十八日の勅により郡稻は正税に混合されたため郡稲帳の要はなくなったのである。

2馬の皮 死んだ馬の皮一枚穎稻一〇束で

売り払った。老馬や病馬で役に立たなくなった伝馬を一匹穎稻一〇束で売り払った。それぞれの郡の収入として計上している。僅かな数字ではあるが、馬の皮をはじめ動物の皮は水濡れを避け、平常・旅の際の寝具としても重宝であったと考えられ、販売できたのであろう。

## (二) 支出は年中雑用と貢進物

郡稻は正月読経布施料・元日朝拝国郡司等食料・織諸羅綾料・駅伝使等食料・新任国司食料・巡行国司食料・春夏出挙使食料・醸酒料など国内の年中雑用に加え、国内通過者への食料供給や中央への貢進物に支出されている。出挙を収入源とする郡稻の支出は多種多量にわたり、丹生郡のように支給日に支障を来たす郡も少なくなかった。

### 1 年中行事 ①元日朝拝国郡司等食料 郡

稲帳には「元日刀禰郡司及軍毅并三二人、食料稻六束七把、塩三合二勺、酒一斗六升、人別稻二把、塩一勺、酒五合、丹生郡」とある。元旦の朝拝後に国司・郡司に軍毅が加わって行われた宴会の費用である。ただしこの費用

の内国司の分は正税より支出されるので、国司を除いた刀禰郡司（主帳以上の郡司）と軍毅で都合三二人の分が記載されている。各郡の郡司や軍団を束ねる軍毅が国府に集まり、国司との宴会には一年の計を語り、無礼講の場であったと考えられる。支出項目には稲・塩・酒が記され、一人当たり稲二把・塩一勺・酒五合であったから、三二人で郡稲帳には食料稻六束七把、塩三合二勺、酒一斗六升が計上されている。この費用は丹生郡が支払っているのは丹生郡に国府があつたことの証である。

②正月読経布施料 正月十四日は諸国恒例の読経がなされた。金光明経八巻・最勝王経一〇巻の読経齋会の費用が計上されているものの断簡のためその数値は分からないが、支出項目には上がっていたのである。

### 2 食料の供給 ①新任国司の給与 国司に

なると職分田が与えられる。表3のように上国の守は二町二反の職分田が与えられた。上田一反の收穫量は稲五〇束とし、二町二反では一一〇〇束の收穫があることになる。この收穫量を一年三六〇日で割ると一日三・〇五五

表3 上国国司の職分田

守 = 2.2町 (3束1把)
介 = 2.0町 (2束8把)
掾 = 1.6町 (2束2把)
目 = 1.2町 (1束7把)
(一日当たりの稲数)

束となるが、分の単位で切り上げれば三束一把となる。以下介・掾・目も同様の計算によっている。こうして途中任命の新

任国司は着任後職田の給与を受ける次の年まで、一日分の稲(束把)を計算して郡稲より支給されたのである。断簡であるので介の名前は分からないが、九月二十九日から十二月三十日までの九〇日間の支出食料稲は二五二束であった。「日別三束八把」と注記しているが、大国の守ですら日別三束六把であるから日別三束八把はあり得ない数字である。大国の介の職分田は上国守の職分田と同じ面積であったから、日別稲は三束一把となる。表3から「日別二束八把」と注記すべきところを「日別三束八把」と誤記したことが分かり、支出食料稲二五二束を九〇で割れば二束八把(日別稲)の数字が得られる。越前国に来た介は二束八把で「上国の介」であったのであり、天平四年時点で越前国は上国であったことも

分かる。この年にもう一人の新任国司があった。それは大目従七位上中臣高良比新羅である。彼に支出された稲は五日分八束七把で「日別一束七把」で表3に合致していて、この計算からも上国であったことは明らかである。介・大目の食料稲は大野郡が支出している。

②調庸收取食料 『令集解』(田令外官新至条)に和銅五年五月十六日格云「国司部内巡行には次官以上は三人、判官以下は二人の従者をつける。史生は一人。ともに一日の食料は米二升(稲四把)に酒一升。史生は酒八合。従者一人米一升五合(稲三把)」と部内巡行国司の食法が定められ、『律令』戸令(国守巡行条)に「凡そ国の守は年毎に一度は国内を巡察し、風俗を知り、百年を問い、違反者は記録し、無実の罪に陥れてはならない。地方政治の良し悪しを調べ、百姓の患い苦しむところを知り、丁寧(に)五教を諭し、農事を盛んにするように勧めよ。国内に好学・篤道・孝悌・忠信・清白・異行に秀でた者がおれば推挙せよ。不孝悌で礼をわきまえず、常に秩序を乱し、法令に逆らう者がいたなら正しく

導き、それでも逆らう者は捕縛せよ」とあり、儒教的な徳治主義によって礼の秩序を形成する使命を担った巡行で、国司の大きな任務であった。『同』戸令(国郡司条)には「所管の地へ行って調査すると、百姓は出迎えたり送ったりするため、産業に支障を来たし、接待を受けて農民に迷惑をかけてはならない」と農業の邪魔をしてはならないと釘を刺している。

調庸收取食料は中央へ収める税調と庸の收取に当った掾坂合部宿祢葛木麻呂一行五人の食料である。一行の構成は国司二人と従者三人である。国司二人の一日の食費は稲四把・塩二勺・酒葛木麻呂は一升、もう一人史生は八合で、従者の一日の食費は稲三把・塩一勺五撮であり、国司と従者では支給量に違いが見られる。作業は敦賀と大野郡はそれぞれ三日間、丹生・足羽・坂井・江沼郡はそれぞれ五日間、加賀郡は四日間を要した。日数の違いは郡の人口との関係であろう。おそらく郡司の館に宿泊しての作業であったと考えられる。延べ日数は三〇日で、費やされた食費は五人で稲五一束・塩二升五合五勺・酒五斗四

升であつた。

③**検舶使来府** 従六位上弟国若麻呂は検舶使として越前に遣つて来た。彼は三人の従者を従えていた。若麻呂一日の食費は稲四把・塩二勺・酒一升、従者一日の食費は稲四把・塩二勺であり、敦賀・丹生郡それぞれ二日を要したので、支出数は稲六束四把・塩三勺二勺・酒四升である。検舶使とは船舶に関する調査のために来た使であるから、船のある敦賀港で調査すれば目的は達成される筈であるのに、この時検舶使一行が丹生郡に来ているのは丹生郡に国府があつたからである。

④**新任国司通過食料** 少初位上大市首国勝が能登国史生として赴任の際越前国を通過した時の食費が記録されている。一行は国勝と従者二人の三人であつた。国勝一日の食費は稲四把・塩二勺・酒一升、従者一日の食費は稲四把・塩二勺であり、北陸道の内越前国の南から北へ敦賀・丹生・足羽・坂井・江沼・加賀の六郡各一日で通過した計算で延六日間、支出した稲七束二把・塩三合六勺・酒六升である。近江国を通過した時には、その掛つた日数分は近江国の郡稲帳から支出されたので

ある。

⑤**その他通信使** 断簡のため内容は不明であるが、「敦賀・丹生二か郡四四人各経一か日、食料稲一七束六把・塩八合八勺」「足羽・坂井・江沼・加賀四か郡六人各経一か日、食料稲二束四把・塩一合二勺」との記録がある。一人日別食料稲四把・塩二勺で、酒が付いていないところを見れば、支出した相手は国司級でないことが分かる。各国には多くの通信用「国駈使」が置かれていたから国駈使ではなからうか。丹生郡まで来た使いは四四人であり、越前以北へ行つたのは六人で極端に少人数になつている。これも越前国府が丹生郡にあつた証左である。

別の項目であるが、若狭国より齋もちされた太政官符通送者一〇人の記録がある。越前国留符が五通、能登国への通送符が五通あつた。これも断簡のためその内容は分からない。

⑥**相撲人貢進** 七月七日の相撲節会には全国から力士が貢進された。越前国でも三人の力士を京(奈良)へ送つた。一人日別食料稲四把・塩二勺・酒一升で、三人二日分の稲二束四把と塩一合二勺・酒六升であつた。その費用は

敦賀郡から支出された。

⑦**貢進馬飼料稲** 出羽国より貢進された御馬五匹の飼料である。馬一匹一日稲二束で、越前国通過に九日間かかったから、馬五匹の費用は稲九〇束で、江沼郡から支出された。

北陸道を往来する人物に支給する一人一日の稲は四把・塩二勺・酒一升が基本規定であつたが、国司クラス以下には酒は付けない。従者によつては一人一日の稲は三把・塩一勺五撮と支給量を減らしている。日数で調節している場合も見られる。北陸道が通じている郡が支出している場合が多い。

3 **国郡衙支出と中央貢進** ① **藁子** 藁子みのとは「水田中に生え、麦に似た草で食用になつた」(『日本国語大辞典』藁米)とある。藁子三分の価格稲六〇束(藁子一石稲二〇束)で足羽郡が二〇束、坂井郡が四〇束を支出した。県史では「藁子」と表しているが『正倉院古文書影印集成』では明らかに草冠である。なお『寧楽遺文』も「藁子」としている。

② **糯米** 糯米(もちごめ)で、粳米(うるちま)と区別された。糯米三〇石の代価として稲六〇〇束(糯米二石に稲二〇束)の支払いは

表4 塩の消費

敦賀郡	657 勺
丹生郡	2789 々
足羽郡	
大野郡	397 々
坂井郡	720 々
江沼郡	860 々
加賀郡	725 々

足羽郡八〇束・大野郡四〇束・江沼郡二八〇束・加賀郡二〇〇束であった。

③醸酒 天平三年度で保有酒量が石未満の五郡（丹生・足羽・大野・江沼・加賀郡）は郡それぞれ五石（醸造一石に稲一四束）の醸造に稲七〇束を費やした。越前国全体では三五〇束になる。

④塩 天平三年度で保有塩量が斗未満の五郡（敦賀・丹生・坂井・江沼・加賀郡）は郡それぞれ一斗（一升到稲五把）の代価である。ただし丹生郡は三斗分稲一五〇束、越前国全体では稲三五〇束を費やした。表4のように丹生郡の塩消費量は突出して多い。丹生郡が多い理由は国府との関係と考えられる。

⑤高級糸 錦機二具綜五六条系四二斤・羅機二具綜四条系九斤・綾機九具綜五四条系八七斤八両、この価格稲三四六二束五把であった。この項目は先に述べた七二二年（和銅五）七月『続日本紀』の高級繊維にかかわる記事と関わりが深く、大きな支出であったことが分

かる。支出郡は大野・江沼郡であった。ただし、織機はおそらく国府の工房に置かれここで生産されていたのであろう。

大野郡は支出合計が最も多い。その訳は北陸道から離れていたので交通関係の負担はなかったから比較的郡財政に余裕があったと見なされ、年度途中に任命された新任国司（某介や大目中臣高良比新羅）の支給稲や大口の糸代を支出したのか、これらの大口支出は天平四年だけの分担制を採っていたのであろうか。

### 三 まとめにかえて天平年間の丹生郡

〔奈良前期の気になる世情〕 東北地方には朝廷の支配下の入ることを拒んだ蝦夷がいた。政府は大化の改新以来奈良時代にかけて鉛とムチの政策で支配下に治めようと努めたが芳しくなかった。六五八年（斉明天皇四）から六六〇年にかけて、越国守安部引田臣比羅夫は二〇〇隻に及ぶ軍船を率い東北へ遠征した記録がある（『日本書紀』）。安部比羅夫は敦賀から軍船を仕立てて日本海を北上したのと思われる。政府にとって蝦夷への警戒はゆるがせにできなかったのである。北陸道から都

へ入る要の地に置いた関所が愛発の関であり、東山道には不破の関、東海道には鈴鹿の関の古代三関はその政策の一つであったと考えられる。越の国が越前・越中・越後と分かれたのは七世紀末と考えられるが、他の地域と異なって建国が遅れたのは、蝦夷勢力の存在があったからであろう。奈良時代に入っても蝦夷の攻勢は止まなかった。政府は関東の軍事氏族である佐味氏を丹生郡司に据え、越前国等の百姓を出羽へ移して蝦夷人との同化を図り、征夷大將軍を任じて度々遠征計画も実施したのである（表5）。

〔律令政治の修正〕 『大宝律令』は七〇一年（大宝元）八月三日に完成し、その後頒布普及にとめたが、七二二年（和銅五）五月十七日の『続日本紀』の記事に「諸司が律令を熟知せず、過失が多いので、非違を正すため彈正台を月三度巡察させる」とあるから徹底を欠いたらしい。律令制は唐（中国）の制度を模倣したため、施行によって日本に合わない事柄もあったので、改正や修正が必要になったのである。

①田租 『大宝令』の規定では、田一反につ

表5 奈良時代前期年表

701	大宝律令完成
708	高志村君、越前守に任じられる
709	越前等蝦夷制圧出兵
710	平城京へ遷都
712	越前国等に綾・錦等織らせる
715	越前国等飢饉
716	越前国等の百姓を出羽へ移す
717	越前国等の百姓を出羽柵へ移す
718	越前国から能登国独立
719	北陸の百姓を出羽柵へ移す
720	越前国等の征卒の税を免除
723	朝貢新羅使の来日
726	最初の渤海使の来日
729	長屋王の姿
730	越前国某郡の義倉帳残る
730	遣渤海遣引田虫麻呂帰国
731	越前国大税帳残る
731	検舶使、越前国府に来る
732	越前国郡稲帳残る
このころ	「貧窮問答歌」つくられる

き稲二束二把(田一町に二三束)を納めること  
 になっていた。律令制定間もない七〇六年(慶

雲三) 九月十五日使を七道に遣わして田租の  
 徴収を一町ごとに稲一五束と定めたのである。

②不動倉 『続日本紀』七〇八年(和銅元) 閏  
 八月十日太政官符に「正税はこれから以後、  
 別に不動倉と定め、国に貯えるものとする」  
 あり、不動倉の起源はここに求められるものの、  
 実際には養老年間以降であろうといわれる。

③食封と絹織物要請 『続日本紀』七一四年  
 (和銅七) 正月三日の記事から、食封の田租  
 を特定の封主に全額を給う優遇措置が始ま  
 るのである。『同』七三九年(天平二) 五月  
 三十日の記事に封戸の租を封主に全給すると

の奢侈は郡衙財政を圧迫したのであり、律令  
 政治瓦解の遠因となるのである。

④新任国司の食料 『続日本紀』七二六年(養  
 老三) 八月三十日の記事に「太政官処分、新  
 任の国司が任地に出発する日、伊賀・近江な  
 ど六か国は任地までの食料と馬は支給しな  
 い。若狭・越前等一二か国には食料を支給す  
 る。その他能登等は伝符(伝馬利用資格証)を  
 支給する。(中略) 路次に当たる諸国は飲食  
 を供給せよ。史生もまたこれに准じる」とあ  
 り、能登国史生大市首国勝は二人の従者を従  
 え、一〇剋のうち七剋分に封をした伝符(三  
 剋分)を持参していたから、馬三疋の利用が  
 認められていたことが分かる。当然ながら食

あり、王臣家の有利な改正であつ  
 た。高級糸の購入は『続日本紀』  
 七二年(和銅五) 七月十五日、「伊  
 勢・尾張・参河・伊豆・近江・越  
 前・丹波・但馬・因幡・伯耆・出  
 雲・播磨・備前・備中・備後・安芸・  
 紀伊・阿波・伊予・讃岐など二一  
 国に命じて初めて綾・錦を織らせ  
 た」との記事と関係が深い。宮廷

料の供給は受けられたのである。

(一) 丹生郡司に佐味氏である理由と貯糶  
 表6は「越前国大税帳」に記されている郡  
 司名である。郡司は在地の有力豪族の中から  
 選任され、四〜六年で交替する国司と違って  
 終身職である。郡司の上位にある国司は郡司  
 の協力がなければ国務を遂行することは出来  
 なかった。郡司は在地豪族の中から選任する  
 原則であつたのに、この表を見ると丹生郡だ  
 けは他の郡と異なって原則が適応されていな  
 いことが分かる。つまり佐味氏は在地豪族で  
 ないのである。

佐味氏とはいかなる氏族で、なぜ丹生郡の  
 郡司になつたのであろうか。前者の問題につ  
 いて、『新選姓氏録』には「上毛野朝臣と同  
 じ祖」とあり、「佐味」の氏名は後の上野国  
 緑野郡佐味郷、同国那波郡佐味郷の地名に基  
 づくと思われる。同祖の上毛野氏は上野国を本  
 拠とする大豪族で、蝦夷の南下を抑え征討に  
 力を発揮し、朝廷の信任も厚い豪族であつた。  
 佐味氏もまた上毛野氏の傘下にあつて武力で  
 朝廷に奉仕していたのであろう。  
 後者の問題については次のように考えられ

表6 越前国の郡司（「越前国大税帳」より）

郡司	敦賀郡	丹生郡	足羽郡	大野郡	坂井郡	江沼郡	加賀郡
大領			生江臣金弓		三国真人		道君□□
少領	角鹿直綱手	佐味君浪麻呂	阿須波臣真虫		海直大食		
主政		矢原連与佐弥				膳長屋	道君五百嶋
〃		生江臣積多				江沼臣大海	大私造上麻呂
主帳		坂本連宿奈麻呂	山君大父			江沼臣入鹿	道君安麻呂
〃		丹生直伊可豆智				財造住田	丸部臣人麻呂

る。蝦夷の存在は日本政府にとって長い間の悩みの種であった。彼等の反乱が都に及ぶことはどうしても避けなければならぬ重大事項である。日本海沿いに南下を想定すれば越前は愛発の関を背後に置いた蝦夷対策の最前線基地であった。特に越前国の国府所在地である丹生郡の郡司には軍事氏族が必要であると政府は考えた。丹生郡には郡司選任の原則を当てはめて済む問題ではない。丹生郡在地豪族である丹生氏や味真氏には期待できる軍事力はない。そうであるなら強制移住させてでも軍事氏族を据える必要があったのである。これは国家戦略として丹生郡の郡司選任は大きな問題であった。このような経緯によって佐味氏は越前にやってきたのではないか。

一九八七年（昭和六二）国高南部土地画整備事業によって発見された遺跡を「村国遺跡」という。この遺跡から佐味氏との関係深い土器などが発掘され、佐味氏の本地地ではないかとも考えられる。丹生氏は鬼ヶ岳の麓を本地地とし、味真氏は日野山の北麓を本地地とする在地豪族に対し、村国遺跡は山をか

つがない位置を占めている点では、佐味氏は後からやって来た豪族であることの証左である。佐味氏は一族を率いて越前へやってきたことは東大寺文書に佐味氏を名乗る農民が丹生郡や足羽郡に多いことなどからも考えられることである。

丹生郡が貯えた糶一六〇〇石三升は可給兵士数の二六六六六人に相当する。江沼郡は三二四一人分、加賀郡は四五六一人分など越前国では一六一八一人分の兵士に支給できる糶を保存していた点（表7）を考慮すると、蝦夷に対する備えであったと考えられる。正倉院に残る奈良時代の正税帳から見ても糶の貯蓄は一般的に東国に多いことが分かる。

#### （二）「越前国義倉帳」と出拳

天平二年の「越前国義倉帳」が正倉院に残

表7 兵糧の備蓄

国名	可給兵士数
越前	16181 人
尾張	3627 〃
紀伊	319 〃
隠岐	604 〃
長門	5310 〃
淡路	868 〃
駿河	9190 〃
周防	6116 〃
伊豆	6025 〃

浅香山木「古代地方史研究」より

されている。この義倉帳には「越前国印」が押されているので、越前国のどこかの郡のものであることは明らかであるが、その郡名は分からない。義倉とは災害や飢饉等に備えて設けられた倉で、平時に粟を徴収して蓄えたのである。徴収する粟の量は貧富の差によって多少があった。「越前国義倉帳」には郡内の戸を九等に分けている。まず上・中・下の三つに大分けし、それぞれをさらに上・中・下の三つに分けた。最富戸は上上戸、最貧戸は下下戸と九段階に区別し、徴収する粟の量は、上上戸は二石、下下戸は一斗（上上戸の二〇分の二）と決められ、下下戸以下の戸は免除された。「越前国義倉帳」には一〇一八戸の等級が明記されているのであるものの、下下戸にも入らない等外戸は九二〇戸で全体の九割を占めているありさまであった。「越前国義倉帳」から推せば、天平二年ころの越前のほとんどの戸は出挙制度の恩恵を受けなければ生活ができなかったのである。

一方政府側からの出挙は、収穫の秋に成ると貸し付けた稲に加えて五割の利息が付加されて戻ってきたので、国衙財政は潤ったので

ある。しかし借り手がいてのことであるから、公では半強制的に借らせ、そのうちには一種の税となっていたのである。本来の趣旨は困窮農民を救済して農業生産を維持させる目的であった出挙は結果的には貧農を苦しめる制度へと変質していくのである。

### (三)「国府は丹生郡にあり」

国府の所在地については『倭名抄』に「越前国府丹生郡にあり」とあるが、丹生郡の特定の位置については記録がない。『万葉集』七五〇年（天平勝宝二）越中守大伴家持が越前の掾（判官）大伴池主へ贈った歌に「叔羅川（日野川）や「丹生の山」が出てくるから、国府は日野川や丹生山に近い場所であったと考えられる。一七二一年（正徳元）作成の「府中惣絵図」の北に「北府町」がある。「きたごうちょう」と読み、「北こう（国府）」のことである。奈良時代から平安時代初めに成立したと言われる古代歌謡『催馬楽』に「太介不の国府」とあるから、越前の国府を「太介不」と呼んでいたことが分かる。「越前国大税帳」や「越前国郡稻帳」には「国府」とも「太介不」とも書かれていないが、「越前国大税帳」

や「越前国郡稻帳」から「国府との関係」を読み取れるか所が処々に見られるので参考までに記したのである。

### (四)新しい不安

天平四年時点で、なぜ検船の必要があったのであろうか。東北遠征に必要な船舶の調達に関わる調査に加え、東アジアの情勢の変化である。七二六年（神亀三）朝貢新羅使の来日があったものの日本との関わりは徐々に悪化していった。一方渤海は日本との親交を求め七二七年（神亀四）使節を送って来る。なぜ新羅が日本から離れ、渤海の使節が日本に来るようになったのか。東アジアの情勢は、七三〇年（天平二）遣渤海使引田虫麻呂の帰国によって詳らかになった。つまり唐と渤海との関係が緊迫化することによって、唐に付いた新羅と日本を味方に付けようとした渤海の事情である（渡辺晃宏『日本の歴史』）。このような内憂外患によって慌てた政府は船舶の必要から、種類・大きさ・隻数の調査に乗り出したのであろう。